

キャリアパスへの配慮等	根拠法令等
(1)正社員登用制度の整備	←(パート法12)
教育訓練・能力開発の機会の付与	
(1)教育訓練の実施	←(パート法10)
法令の遵守	
(1)労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等関係法令の遵守	=(各法令)←(パート指針)
(3)法令の周知	=(基準法106)

(2) 第2章「よりよい雇用管理に向けて」

狭義の有期契約労働者において、特に課題となる事項について、今後の雇用管理の改善に向けて考慮すべき項目を整理。

キャリアパスへの配慮等	参考とする指針等
(2)適正な評価と相談の機会の確保	←(請負ガイドライン)
教育訓練・能力開発の機会の付与	
(1)教育訓練の実施 教育訓練に係る設備、プログラムの充実等に留意し計画的に教育訓練を実施する	←(請負ガイドライン)=(能開法)
(2)技能検定等の受験奨励	←(請負ガイドライン)
(3)自発的な職業能力開発への援助	←(請負ガイドライン)=(能力開発指針)
(4)適正な能力評価と賃金その他の労働条件への反映	←(請負ガイドライン)
法令の遵守	
(2)労働・社会保険の適用の促進	←(請負ガイドライン)
(4)法令遵守を徹底できる体制の整備	←(請負ガイドライン)

* 表中の記号の意味及び略称の正式名称

「=」：適用

「←」：参考

- ・基準法：労働基準法
- ・契約法：労働契約法
- ・パート法：短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
- ・安衛法：労働安全衛生法
- ・能開法：職業能力開発促進法
- ・雇止め告示：有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準
- ・パート指針：事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針
- ・請負ガイドライン：製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主が講ずべき措置に関するガイドライン
- ・能力開発指針：労働者の職業設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針